

## 北海道科学大学大学院薬学研究科履修規程

### (目的)

**第1条** この規程は、北海道科学大学大学院薬学研究科の授業科目、履修方法等に関し、北海道科学大学（以下「本学」という。）大学院学則第23条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (運用方法)

**第2条** この規程の運用にあたっては、履修について本学大学院学則に規定のあるときは、本学大学院学則が優先する。

2 履修について、本学大学院学則及びこの規程に特に定めのない事項については、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

### (授業科目及び履修方法等)

**第3条** 授業科目は、本学大学院学則別表2により、特論、特論演習、関連科目、共通科目、課題研究に分け、授業形態により講義、演習、実験・実習科目に分類する。

2 指導教員が担当する特論及び特論演習、指導教員が所属する分野の特論、関連科目、及び課題研究は必修とし、更に共通科目から2科目以上を選択し、他の特論と合わせて30単位以上を修得しなければならない。

3 選択科目については、所定の期日までに、受講届を教務課に提出しなければならない。なお、授業科目の選択にあたっては、あらかじめ指導教員の指導と承認を受けるものとする。

### (授業の出席)

**第4条** 講義・演習は開講時数の3分の2以上を出席しなければならない。

2 関連科目の臨床実地研修及び課題研究は、原則として全て出席しなければならない。

### (単位の授与)

**第5条** 各授業科目の成績評価は、科目類に応じ適切な評価手段を用い、その合格者に所定の単位を授与する。

2 出席回数が基準に満たない場合は、当該科目を失格とする。

### (試験)

**第6条** 試験は、当該講義の授業が終了した学期末において期間を定めて行う（定期試験）。また、科目担当者が必要と認めた場合は臨時に試験を行うことがある（臨時試験）。

2 やむを得ない事情により定期試験及び臨時試験を欠席したときは、追試験を行う。

### (成績の評価)

**第7条** 授業科目の成績評価は、点数に応じて次の区分により評定する。

得点	成績区分	合否
80～100	優(A)	合格
70～79	良(B)	
60～69	可(C)	
0～59	不可(D)	不合格

2 失格の場合は、×とする。

(再履修)

**第8条** 1年次において成績評価が不可(D)又は失格(X)となった授業科目について、2年次に再履修することができる。

(課題研究)

**第9条** 課題研究は指導教員のもとで行われ、課題研究発表及び学位論文の作成の指導等を受けるものとする。

(規程の改廃)

**第10条** この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。
- 1 この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。